

令和7年2月18日

件名 職場環境改善事業の補助対象にファン付き作業服を追加します

市内事業者の工場や事務所の暑さ寒さ対策を支援する職場環境改善事業につきましては、空調設備導入や遮断熱塗装を対象としていましたが、令和7年度からファン付き作業服の導入も補助対象とする方針といたしました。

なお、令和7年度の職場環境改善事業関係予算については、議会の議決を経て正式に決定されることを申し添えます。

記

制度拡充の概要

- 対象事業所 市内に所在する工場または事務所のうち、専ら事業所内で継続して作業を行う従業員がいる事業所
- 対象経費 ファン付き作業服(ウェア・ファン・バッテリーのセット一式)の購入経費
- 助成金額 対象経費の1/2 上限5万円
- その他 申請は企業規模や職場環境などを審査のうえ審査会にて交付の可否を決定します。

【本件に関する問い合わせ】

商工観光部商工振興課

電話:027-321-1256